様式第２（第５条関係）

会議録

１　附属機関の名称
　　犬山市環境審議会

２　開催日時
　　令和８年８月１７日（月）午後６時００分から午後７時１５分まで

３　開催場所
　　犬山市役所　２階　２０５会議室

４　出席した者の氏名
　　以下のとおり

＜委員＞

副　会　長	村　瀬　正　成	委　　員	杉　山　範　子
副　会　長	黒　木　夕　子	委　　員	露　木　洋　司
委　　員	岡　　覚	委　　員	安　村　直　樹
委　　員	柴　山　一　生	委　　員	西　野　正　洋
委　　員	加　藤　浩　二	委　　員	松　浦　恵　子
委　　員	後　藤　規　之	委　　員	山　岡　雅　俊

（参考）欠席委員

会　　長	清　水　　真	委　　員	本　巣　芽　美
委　　員	加　藤　浩　一	委　　員	谷　口　　彰
委　　員	横　山　雄　介		

＜執行機関＞

犬　山　市　長	原　　欣　伸
経済環境部長	小　池　信　和

（事務局）環境課

課　　長	疇　地　利　哉	主　任　主　査	武　馬　深　雪
課　長　補　佐	小　枝　俊　人	主　　事	早　野　光　城
課　長　補　佐	田　崎　紘　章		

5　議題等

(1) 開会

(2) 副会長の選出

(3) 審議事項

①第２次犬山市環境基本計画（令和７年度年次計画）進捗状況の評価

②第２次犬山市環境基本計画の改訂スケジュールについて

(4) 報告事項

①市内河川等におけるＰＦＯＳ・ＰＦＯＡについて

②市内の湿地保全活動に関する協定締結について

③その他

(5) 閉会

6　傍聴人の数

０人

7　議事録（審議事項・報告事項）

発言者	発　　言
事務局	～審議事項①について説明～
副会長	ただいまの説明について、ご意見ご質問のある方はお願いします。
委　員	計画の改訂も念頭にあるということで、それも含めてお聞きしたいと思います。 通番１について、以前にもお聞きしたかもしれませんが、目標達成に向けた取組みのところは、動植物の保全を行うということが目標になっていますが、その次の実施事業が、「調査の実施」という形になっています。通常ですが、最初に調査を行って、その調査結果を基に、保全計画を立てて、保全を行うというプロセスなのかなと考えます。そうすると、実施事業のところが、調査で終わっていてはいけないわけで、動植物の保全の実施という形に本来なるべきではないかと考えます。 調査というのは、普通は長くても２、３年で終えて、その後その結果を基にして、保全計画を検討し、保全を行う。そう考えると既にこの計画も５年、半分経っているわけで、本来もう少し前から調査を終えて、保全計画を立てて、保全を実施していないといけないのではないかと思います。特に五条川の生物調査にいては、もう始まって、十数年経っていると思います。ずっと調査ということで、いつまで経っても、保全活動に入っていないということなので、それでいうとこの達成度評価のＡというのが妥当なのかということが一つあります。 それから同じように、通番８、市内河川での水生生物調査の実施として、五条川魚類調査とありますが、これは、生物調査なのでいいと思いますが、先回、この会でお聞きしたのですが、10 年以上調査していますので、やはり市民に向け

て、きちんと報告をすべきかと思います。もしかすると「希少魚Ａ」が問題となって公開ができないのであれば、「希少魚Ａ」を除いたそれ以外の生物で、十分調査報告はできるはずなので、次回の環境白書であるとか、あるいはインターネットで公開をすべきではないかと。これは公費を使って業務委託をしていますので、やはりきちんと市民に還元するという意味でもそれは必要かなと思います。

五条川生物調査とマメナシ調査について、業務委託費が１年でどれくらいかかっているか教えてください。

それと、これは直接関係ないのですが、前回のこの審議会の場で、私が「希少魚Ａ」調査ということを言ったわけですが、公開された議事録を見ますと、「希少魚Ａ」が全て削除され、別の文言に置き換えられて掲載しています。意味が全くわからないような状況になっています。気になって調べてみたら、これまでの公表されている議事録に、ちゃんと事務局が「希少魚Ａ」という言葉を発しているというのもありましたし、これも６年ぐらい前に行政に対する質問報告書というのが、公開されていたのですが、その地区毎の質問に対して、市の職員が答える議事録の中で、五条川の「希少魚Ａ」というのを発言して、公開しております。インターネットで公開しているということは、これはもう全世界に公開しているということだと思うので、なぜ私の発言から「希少魚Ａ」が消えているのか、これも教えていただきたいというのもあるし、犬山市と同じように「希少魚Ａ」が生息している市町村、岡崎市で言うと、市役所のホームページにカラー写真でちゃんと紹介をしています。同じく、設楽町もいろんなところで、渓流のシンボルということで、のぼりにしているなど、いろんなことをやっています。犬山市だけは、なぜかひた隠しにしているような感じが、議事録をみると思います。随分前ですが、名古屋テレビのドキュメンタリー番組でも五条川の「希少魚Ａ」ということで、環境保全という立場で、ドキュメンタリーの番組を作り、賞をとっていることもありましたので、決してこれは隠すことではなく、逆に渓流のシンボルで、むしろ積極的に保全しているという姿勢を示したほうがいいのではないかと考えています。

それから、３頁の通番９、10 について、先程と同じようなことになりますが、通番９の目標達成に向けた取組みについて、読んでいただくと、先程、私が言ったことがそのまま書いてあるので、わかりやすいと思うのですが、「動植物の生息・生育調査により実態を把握し、適切な保全措置を行うとともに、」とあり、調査を把握し、実態を把握して、保全が始まると、まさにここに書いてあるわけですが、令和７年の実績を見ますと、マメナシ生息調査ということで、通番９と 10 は終わっている。これもいずれも評価はＡとなっている。ちゃんとマメナシの保全活動までやっていれば、当然Ａ。でも調査の段階であれば、Ｂレベルになのではないかなと思いました。

マメナシについては、市民グループの方が最初にマメナシの新たな生育場所を何か所か発見をして、それを犬山市役所の方にぜひ保全をという形で言った

	のが、最初のきっかけと聞いています。通番 10 にも「市民や地域、環境団体等の協力を得ながら」とありますので、既にその市民グループはマメナシの保全活動をしています。調査は既に終わって、保全活動をしているので、なぜ犬山市は、最初に調査あるいは保全活動に取り組んでいる、市民グループに業務委託をしなかったのかというのは疑問です。今からでも遅くはないので、保全活動を年に十数回はやっているので、そういう市民グループにお願いすれば、通番 10 に合致をしてくるのではないかなと。もしその市民グループに業務委託できないような理由があれば、それも教えていただけたらと思います。
副会長	事務局お願いします。
事務局	まずは五条川魚類調査についてです。生息調査に留まって保全に至っていないのではないかということですが、五条川魚類調査は委員おっしゃるとおり、平成 18 年度から実施しています。非常に長い年月をかけて実施しています。五条川の調査場所は清流で、希少種も確認されています。プラス、上流側である多治見市側で残土処理や太陽光発電などの事業が行われており、そこからの雨水排水が五条川上流に流れ込むため、希少種の魚類に影響を与えてはいけないということで、監視という点でも調査を継続しています。 現状、保全に至っていないというのはおっしゃるとおりですけど、昨年度の調査では水質や魚類相などを調査していますが、調査結果では、生息環境は安定していると報告を受けています。以前、委員がおっしゃっていたオヤニラミの問題はあるかと思います。また、移入種の確認はしております。ただ、希少種については継続して確認しており、稚魚も確認できていますので、しっかりと種の保全はできているかと。五条川魚類については、今、緊急で保全活動に移るかどうかの検討は必要かと思いますが、今のところいい結果が得られていると考えています。 委託料につきましては 18 万 1,500 円になっています。 以前もご助言いただいておりますが、この調査結果を公表するのであれば、環境白書へ掲載することになると考えています。公表するかどうか、この場では回答を持ち合わせていませんが、五条川についてはこのように考えています。 マメナシ調査につきましては、経緯についてはおっしゃっていただいたとおりだと考えています。実際に保全活動に移れていないというのは、ご指摘のとおりですので、評価Ａとすることが適切かどうか、今回の改訂を機に見直しをしていきたいと思います。今回につきましては、計画していた業務を遂行したということでＡとしていますが、保全には至ってはいないというのは事実です。 委託料は 41 万 8,000 円です。 こちらについても、昨年度ご報告しましたが、新たに植生調査を村瀬副会長の下で実際に行っていただいおりまして、実生の更新や健康度の判定をしていただいています。 マメナシの保全団体の方にお願いするかどうかについては、現時点ですぐに回答することはできませんが、今後相談・検討していく必要があると考えていま

	す。 　また、先程の五条川魚類の「希少魚Ａ」について、議事録についてはここ数年、希少魚という形に変換させていただいています。「希少魚Ａ」については、絶滅危惧種でもありますが、天然記念物でもあり、担当課は歴史まちづくり課になります。そちらとの調整や「希少魚Ａ」を調査している方との調整もできていない状況ですので、環境課だけではなく文化財を担当する部署との調整も必要になります。密漁への懸念もあり、数年前から議事録を変換する対応を取ってきたというのが実情です。
委　員	五条川魚類調査の結果について、「希少魚Ａ」は省いて、あといるとしたら「希少魚Ｂ」ぐらいだと思います。それ以外の水生魚類や昆虫、そういったものはみんな水質の指標となるものですので、十数年の立派な調査の累積があるはずですので、それはやはり公開すべきではないでしょうか。せいぜい、「希少魚Ａ」と「希少魚Ｂ」ぐらいではないのかと。それ以外は何も問題はないと思います。それはやはり公開するべきではないかと思います。一年で 18 万 1,500 円、それが十数年の累積ですから 300 万円近くなるのでは。やはり市費、市民の税金から出して調査をしているわけですから、その結果として「水質が保たれています」というころを市民にアピールすべきではないでしょうか。 　上流側では残土処理場から太陽光発電施設などにシフトしており、今後も心配な部分があります。もし水質の事だけでしたら、役所の方で水質検査をやられてはどうでしょうか。五条川は、川に車で横づけできますので、サンプル採取すれば安上がりにできますので。もしそれですごく問題になれば、ご自分でやられるのが本当の監視であって、年１回の水質検査では監視にならないと私は思います。「希少魚Ａ」がみんな水質のせいで死んでしまった場合、半年や 10 カ月前まで遡って汚染があったなんてわからないので、少なくとも１月に１回は水質検査を行って、変動かないかを確かめる必要があるのではないでしょうか。もし本当に水質検査が重要であるならば。 　また、「希少魚Ａ」を表に出すかどうかは、環境課だけで判断できる問題ではないということですので、関係部署とも調整していただいて、無理のないようにやっていただければいいと思います。それは無理を言うものではありません。
副会長	とても有用なご意見、ありがとうございました。他にご意見はありますでしょうか。
委　員	私はこの審議会に何回か出ていますが、市議会議員の立場からすると、大事なのは一般市民の生活の視点からの環境です。そちらの方にどれだけ時間が割けるのか興味があります。 　事業がものすごく多いと思います。数がかなりありますが、何人でやられているのですか。
事務局	本計画の中心である環境課、エコアップ担当とごみ処理担当がありまして、エコアップ担当の５人います。
委　員	５人だとしても事業としては多いと思います。

	先程、委員がおっしゃっていたとおり、市民グループのサポートは絶対に重要だと私は思いますが、そういったグループは十分にいらっしゃって、それを把握して、こういった活動をされているのですか。
事務局	例えばマメナシの保全団体については、環境基本計画に定める「環境サポーター」になっていただいており、普段からやり取りをさせていただいています。そういった団体は把握していますが、市内で活動しているすべての団体を把握できているわけではありません。
委　員	「環境サポーター」は何団体あるのですか。
事務局	「環境サポーター」は２団体です。
委　員	少ないと思います。他にもっと市民グループがたくさんいらっしゃるかどうかわかりませんが、考えないと（団体の力を借りていかないと）これだけ多くの事業をエコアップ担当だけでやれるはずがないと思います。なので、報告書を見ていても、毎回そうですが、通り一遍で賛成するしかないという感じです。 この事業はやるべきだと思いますが、市民の毎日の生活からすると、環境課なのか、他の課なのか微妙なところですが、平成 11 年に最初に一般質問したのが、駅東のムクドリの糞害の話でした。それ以降も何度も聞いていますが、一切進まないです。いつも鳥獣保護法があるので、何もできませんと。やることは木を切っていく。駅東なんかは、すごくきれいな並木でしたが、今ではみっともない並木になってしまいました。 これは環境課が対応すべき問題だと思いますが、この進捗状況の評価に当てはまるのか見てみましたが、記載はないと思います。別の部署の仕事かもしれませんが、鳥なので、環境課が切り込んで対策していかなければならないと思います。Ｐ１の１行目に「里山をはじめ、森林に生息・生育する動植物の保全を行います。」とありますが、鳥も山にいるので、調査してくれているのかと。私としては、できることなら動物達と人間との生活圏は分けた方がいいと考えていますが、夕方になると本当にカラスがものすごく多く、ムクドリの糞害もひどい状況です。これはなんとかしてほしいです。そこも切り込んでいくことが必要だと思います。市民団体にお願いできる部分は市民団体と一緒に進め、行政が対応すべき部分について進めていただかないと、もう 30 年言っているけど何も変わらない、ひどくなってきている。その問題について、環境課で担当する部分はあるのでしょうか。やらなくていいのですか。
事務局	環境課としては、この環境基本計画に基づく取組を総合的に取りまとめ、中心となって進めていく役割を担っています。環境課自身が実施する事業もありますが、計画に位置付けている事業の中には、それぞれの部署が担当している事業もあります。すべてを環境課だけで実施しているわけではありません。今後も関係部署と連携しながら、この計画を推進していくことが重要だと考えていますので、いただいたご意見を承って、これから改善していきたいと思います。 また、環境課だけでは大変、市民団体と連携した方がいいということについては、そういう考えはあります。先程お答えしたとおり「環境サポーター」という

	制度があり、団体の皆さんにも登録していただき、一緒に取り組んでいこうというものです。マメナシの保全団体にも環境サポーターになっていただいています。 　必ずしもすべてを業務委託するということではなく、市と市民団体がお互いにできるところを協力し合いながら、マメナシをはじめとする希少種や地域の環境を守っていくことも重要だと考えています。少し遅いかもしれませんが、この取組は令和４年度から動き始めた状況であります。
委　員	この地域は本当におもしろい生物がいると以前聞いたことがあります。ホトケドジョウや特殊なモグラなど。おそらく調査などをされている市民団体がいるのではないかと。自分で調査しに行くといくことはやれるはずがないと思います。
副会長	具体的なご指摘をありがとうございました。他のご意見、ご質問はありますでしょうか。 　次の審議に移りたいと思います。
事務局	～審議事項②について説明～
副会長	ただいまの説明についてご意見、ご質問のある方は挙手をお願いします。
委　員	２点あります。施策指標一覧の４番の有害鳥獣による被害農地面積についてですが、達成率が 156.6%、傾向が上向きになっています。これは被害にあった農地面積を減少させる目標だと思いますが、１番ひどい令和３年度の 54,600 ㎡からずっと減らしてきており、いい数字が出てきていると私は思っています。ただ、単純に計算すると 88.7%。達成率や傾向の矢印も違うのではないのかと思います。そういった中で、目標を「被害農地面積」とするのが分かりにくいのではないかと思います。最低でもこれだけにはしていこうという、「被害農地限度面積」という目標にした方が言葉からも分かりやすいと思います。また、数値が小さくなるほど良い指標なので、現在の「達成率」という表現では少し分かりにくいと思います。今後、計画を立てる際には、目標の名称を修正した方が、分かりやすいのではないかと思います。 　もう一点、資料５の項目５、協働による環境活動の楽しさを未来に伝えるまち～環境保全活動の拡大～について、全体として、（達成率が）低く、環境問題に関する市民の意欲や関心が薄れてきているような気がしています。今は、ＳＤＧｓの方が市民の関心が高いと思うので、そういったところも取り入れる形で、みなさんにもこの環境問題に関心を持ってもらうような、そういう取組を目標の設定も含めて、やられていった方がいいのではないかと思っていますが、そこも検討していただきたいと思います。
副会長	事務局お願いします。
事務局	まず、有害鳥獣による被害農地面積についてお答えします。資料６の裏面をご覧いただきたいと思います。表の下に特記事項を記載しており、※の２番目になります。「「傾向」のうち、№4、21～23 について、値は減少しているものの、削減目標であるため、変化を↗としている。」と記載しています。被害農地面積を

	段々と縮小していますので、矢印を上向きにさせていただいております。基準値と比較して被害面積が縮小していることから、傾向を上向きとして整理しています。達成率については、※３に記載させていただいており、前回も同様のご質問をいただいて、うまく説明できなかったものですから、削減目標達成率の算定式を記載しております。少し分かりづらい部分があり申し訳ございません。 ２点目、環境保全活動の拡大とＳＤＧｓとの関係について、計画の中では関連するＳＤＧｓを定めています。ですので、環境保全活動の中でイベント等を行う際には、意識していきます。いただいたご意見を参考にさせていただきます。
委　員	数値のところに、※３参照というような記載がないとわからないと思いますので、その辺も工夫をお願いしたいと思います。
村瀬副会長	他にご意見いかがでしょうか。
委　員	熱中症は啓発回数が指標となっていますが、実際の搬送者数や死亡者数はどうなっていますか。近年、暑さが長く厳しいので、参考までに教えていただきたいと思います。
事務局	熱中症の搬送者数や死亡者数については、今はデータを持ち合わせておりません。申し訳ございません。 啓発活動の実施回数としましては、熱中症警戒アラートの発令時に注意喚起の促しや、クーリングシェルターやクールスポットを利用してくださいという周知回数、イベント等で健康推進課が飲料水を配布した回数等を記載しております。 以前の審議会の中でも熱中症対策の指標としまして、熱中症搬送者数や死亡者数の減少とした方がいいのではないかと、委員からご助言いただいております。今回の計画改訂では、そのような指標を取り入れる予定をしております。消防部局にも確認したところ、そういった数値は出せるということでしたので、今後の計画改定の中では、指標の一つにする予定で進めています。
委　員	環境省の研究プロジェクトの方でも、実質的な指標をどうしたらいいのか、どういう対策をしていくべきなのか、研究グループで動いておりまして、クーリングシェルター、クールスポットの設置数やそれぞれの住民がそこまでに行ける距離など、様々なことができると思いますが、また何か情報があれば提供できると思いますので、引き続きよろしくお願いします。
副会長	他にご意見いかがでしょうか。 それでは、審議事項②はここで終了したいと思います。 次に報告事項①について、事務局より報告をお願いします。
事務局	～報告①について説明～
副会長	ただいまの説明について、ご意見ご質問のある方はお願いします。
委　員	ＰＦＯＳ・ＰＦＯＡですが、各務原市で大きく取り上げられましたが、各務原市ではどのような状況であるか、犬山市として把握されているのでしょうか。
事務局	まず、大きな違いがありまして、各務原市では、市民の皆様が飲む水道水で値が超過しています。今、ご報告しているのは公共用水域、河川の水になります。

	楽田地区、今井地区ともに直接飲用されていないので、まずこちらに大きな違いがあります。 　各務原市をはじめ、水道水で超過が見られた地域においては、先日、国の会議でも報告がありましたが、全て指針値以下となるような対策が取られたと聞いております。具体的にどういった対策かはわかりませんが、水道水で指針値を超過しているところはないと環境省から聞いております。 　水道水には、今年、水道水質基準に位置づけられていますが、犬山市の水道水については、以前から継続的に検査を行っており、水道水は値を超過しておりませんので、市民の皆様にご安心いただける材料となっています。また、環境課で実施した河川の調査結果を報告する際には必ずその旨を明記して、該当町内の方にはご安心いただけるよう周知をしております。
副会長	ご意見ご質問がなければ、次の報告に移りたいと思います。 　次に報告事項②について、事務局より報告をお願いします。
事務局	～報告事項②について説明～
副会長	ただいまの説明について、ご質問等はありますでしょうか。 　次に報告事項③について、事務局より報告をお願いします。
事務局	～報告事項③について説明～
副会長	ただいまの説明について、ご質問等はありますでしょうか。 　それでは、本日の議事及び報告事項は以上となります。 　長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。
事務局	これを持ちまして、令和８年度第１回犬山市環境審議会を閉会させていただきます。 　長時間にわたりご審議、ご意見をいただき、ありがとうございました。

閉会

※本議事録では、希少種保護の観点から、文中の具体的な希少種名はすべて「希少魚」に変換しています。